

月報私学

2025

9

VOL.333



修文学院高等学校は、普通科（特進・進学）、情報会計科、家政科（女子のみ）、食物調理科の4学科を堅持し、令和4年度より男女共学の「新しい学校」に生まれ変わりました。入学者数が共学前と比較して約3倍の500名を超える年もあり、在籍者数が1,400名規模の学校となりました。令和7年6月に、高校としては初めて「バンテリンドーム ナゴヤ」で体育祭を実施しました。

写真提供 学校法人修文学院 修文学院高等学校（愛知県一宮市）

CONTENTS

- 令和6年度 私学事業団の業務報告及び決算 2
- 「月報私学」のPDF版をご活用ください 6
- 連載◎ 魅力あふれる学校づくりを目指して 「修文新時代」、男女共学化で生徒数が約3倍に!! 7
- 令和7年度 私学共済事務担当者連絡会／貯金WEBシステムをご利用ください／
教育貸付の添付書類のご案内 9
- 被扶養者の再審査と加入者資格等の検認を実施します 10
- 定時決定にかかる確認通知書を送付します 11
- 被扶養者認定申請事例(子どもの認定) 12
- 基礎年金番号、マイナンバーは正しく記入してください／
マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れにご注意ください 13
- 令和6年度 年金積立金の運用状況 14
- 共済定期保険後期募集にかかる学校加入コースのご案内／経過的職域加算額(遺族共済年金)の
年金額の逡減／宿泊所・保養所の年末年始の宿泊予約／資産形成セミナー開催のご案内 16
- ガーデンパレス共済業務課主催 各種説明会 17
- INFORMATION 18
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 20

令和6年度 私学事業団の業務報告及び決算

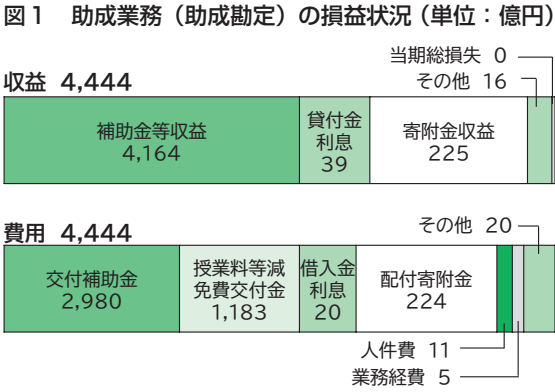
財務部

私学事業団の助成業務と共済業務における令和6年度の業務報告及び決算の状況は次のとおりです。なお、決算は文部科学大臣の承認を受けた後、官報に公告し、私学事業団ホームページ「財務情報▼決算等の公告」に掲載します。詳しい内容についてはホームページをご覧ください。

助成業務

助成業務では、補助事業、貸付事業、寄付金事業、学術研究振興基金・資金事業、経営支援・情報提供事業、減免資金交付事業、助成事業の七つの事業を行っています。

令和6年度の助成勘定における損益の状況は図1のとおりです。



注 単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

表1 補助金交付状況

区分	学 校 数	交 付 校 数	補助金 総 額	補助金の平均額	
				1 校 当 たり	学生1人 当 たり
大 学	校 626	校 588	百万円 285,907	百万円 486	千円 144
短期大学	284	259	11,832	46	151
高等専門 学 校	4	2	236	118	151
計	914	849	297,975	351	144

注 表1～3、6については、単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

表2 貸付金交付状況

区 分	貸 付 件 数	実 績 金 額
一 般 施 設 費	件 44	百万円 29,778
教育環境整備費	8	1,633
災 害 復 旧 費	0	0
公 害 対 策 費	1	36
特 別 施 設 費	3	14,453
合 計	56	45,900

6年度の貸付事業計画額600億円に対し、貸付実績額は459億30万円でした(表2)。貸付金の財源は、国の財政融資資金287億円、厚生年金勘定からの借り入れ64億円、貸付回収金等108億30万円となっています。これにより、年度末の貸付金残高は4771億2092万円となりました。

補助事業

●634法人(849校)に2979億7469万円を交付

国から私立大学等経常費補助金の交付を受け、これを財源として、大学等を設置している学校法人に補助金を交付しています。

貸付事業

●49法人(56件)に459億30万円を貸付け

学校法人等に対して、設置する私立学校の校地・校舎等の施設設備の整備に要する資金、その他経営に必要な資金の貸付けを行っています。

6年度の補助事業計画額2988億1580万円に対し、2979億7469万円を634法人、849校に交付しました(表1)。補助事業の詳細は、本誌4月号(VOL.328)の2・3頁を参照してください。

寄付金事業

●受配者指定寄付金の受入れと配付

私立学校の教育と研究の振興のために企業等から寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付しています。

6年度の受入計画額280億円に対し、受入実績額は293億5606万円でした。これに前年度繰越金を加えた470億8773万円が学校法人に対する配付の財源となりました。配付実績額は224億1720万円となり、財源との差額246億7053万円を次年度に繰り越しました(表3)。6年度に受け入れた寄付金の配付が翌年度以降となったこと等が要因です。

表3 受配者指定寄付金 受入・配付状況

区 分	実 績 額
前 年 度 繰 越 金 (A)	百万円 17,732
受 入 額	一 般 寄 付 29,244
	現 物 寄 付 112
	計 (B) 29,356
合 計 (A)+(B)=(C)	47,088
配 付 額	一 般 寄 付 22,306
	現 物 寄 付 112
	計 (D) 22,417
翌年度繰越金 (C)-(D)	24,671

●若手・女性研究者奨励金

私立学校における次世代の人材育成を図るため、多様で特色ある研究に対して研究奨励金を交付しています。その財源は、企業等社会一般から幅広く募集する寄付金により賄っています。

表5 学術研究振興資金
交付状況

分野	研究数	交付額
医学	16件	51,100千円
環境科学	1	4,300
理学	3	6,600
工学	2	2,100
農学	3	8,500
文学	5	7,100
法学	0	0
経済学	2	900
政治学	0	0
体育学	0	0
教育学	2	600
合計	34	81,200

学術研究振興基金の運用益を学術研究振興資金として私立学校の学術研究に要する教育研究経費、設備の取得費等に対し交付しています。

昭和50年度創設の本基金の6年度末保有額は54億1635万円となっています。6年度の交付計画額8000万円に対し、34研究に8120万円を交付しました（表5）。

●34研究に8120万円を交付

学術研究振興基金・資金事業

表4 若手・女性研究者奨励金
交付状況

分野	研究数	交付額
若手研究者奨励金	37件	14,800千円
女性研究者奨励金	37	14,800
合計	74	29,600

6年度は交付計画額3000万円に対し、74研究に2960万円を交付しました（表4）。

経営支援・情報提供事業

●私立学校の教育条件及び経営に関する調査・研究、指導・助言

学校法人の依頼に応じて、「経営改善計画の作成支援」、「学生募集」及び「人件費の見直し」等の経営上の諸課題について分析資料を提供したうえで、学校法人と本事業団職員が意見交換を行い、解決策を探る面談形式の経営相談を行いました。経営相談以外にも会計処理等の質問や財務分析等の簡易な要望に電話・メール等で対応しました。

6年度は、「自己診断チェックリスト」を本誌及び本事業団ホームページに掲載することで周知を図りました。「経営判断指標」については、健全な学校法人運営のための参考資料として、大学・短期大学・高等専門学校法人に、「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」（経営判断指標の集計結果）を発送しました。

また、私学経営DXの推進において、理事長をはじめとした経営者の専用サイトである「私学経営ダッシュボード」を開設し、法人の経営判断指標や経営状況を早期に把握することが可能な環境構築を行いました。

●私立学校の教育条件及び経営に関する情報収集・提供

学校法人の教育条件及び経営に関する

情報収集を行い、学校法人及び関係者に対し情報を提供しています。6年度は、全国の私立学校の財政状況を集計した「今日の私学財政」を発行しました。また、私立大学・短期大学及び私立高等学校の「入学志願動向」、私立大学・短期大学の教育情報を取りまとめた「私立大学・短期大学教育の現状」を本事業団ホームページで公表しました。

●各種セミナーの実施

学校法人の理事長や理事を対象に、改正私立学校法の施行（令和7年4月1日）を目前に控え、改正私立学校法の趣旨（ガバナンス改革等）をより深く理解すること、寄附行為変更の申請手続きや会計基準変更への対応を円滑に実施することを目的とした「私学リーダーズセミナー」を、「対面形式」と「オンライン形式」の二つの形式を採用し、それぞれ広島会場、仙台会場、大阪会場及び東京会場の4会場で開催しました。

また、大学・短期大学の若手職員を対象に、大学職員としての資質向上を図ることを目的とした「私学スタッフセミナー」を大阪会場及び仙台会場の2会場で開催しました。

●大学ポートレート

国公私立大学等の教育情報を公表・活用するための共通のなしくみである「大学ポートレート」（私学版）を運用管理し、周知を図るための広報活動も行いました。

減免資金交付事業

●641法人（867校）に1183億4064万円を交付

社会で自立し活躍することができ人材を育成するための質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行うため、国から授業料等減免資金の交付を受け、これを財源として大学等を設置している学校法人に授業料等減免費交付金を交付しています。

6年度の交付計画額2208億2365万円に対し、1183億4064万円を641法人、867校に交付しました（表6）。

表6 授業料等減免費交付金交付状況

区分	学校総数	交付学校数	交付額
大学	625校	594校	112,723百万円
短期大学	278	271	5,576
高等専門学校	4	2	42
計	907	867	118,341

注 令和6年度中に廃止認可を受けた学校を学校総数から除外しています。

助成事業

●私学研修福祉会への助成金及び厚生年金勘定への繰り入れ

私立学校教職員の資質の向上のため、一般財団法人私学研修福祉会が行う研修事業に助成金を交付し、また、私立学校教職員の福利厚生の実実を図るため、共済業務年金等給付事業（既年金者年金増額費及び年金等給付整理資源）を対象として、本事業団の厚生年金勘定へ繰り入れを行っています。

この事業は助成勘定の前年度利益金を財源としています。6年度は、5年度に損失を計上したため、助成金の交付及び厚生年金勘定への繰り入れは行いませんでした。

共済業務

共済業務では、短期（医療）給付事業、年金等給付事業及び福祉事業（保健・医療・宿泊・貯金・貸付けの各事業）の三つの事業を行っています。

加入者数・標準報酬平均月額・標準賞与平均年額

6年度末の加入者数は63万5454人となり、表7のとおり、前年度より9602人増加しました。

掛金等の算定基礎となる標準報酬平均月額及び標準賞与平均年額は、それぞれ表8、表9のとおりです。

表7 加入者数

令和5年度末	令和6年度末	対前年度増減	
		人数	伸び率
625,852人	635,454人	9,602人	1.53%

表8 標準報酬平均月額

令和5年度末	令和6年度末	対前年度増減	
		金額	伸び率
379,549円	381,762円	2,213円	0.58%

表9 標準賞与平均年額（※）

令和5年度末	令和6年度末	対前年度増減	
		金額	伸び率
1,261,575円	1,257,272円	△4,303円	△0.34%

※ 標準賞与平均年額とは、年度末時点の加入者にかかる当年度内に支給された標準賞与の総額を年度末時点の加入者数で除して得た数値です。

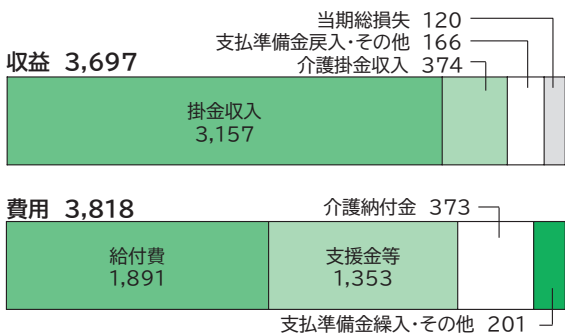
短期（医療）給付事業

●給付分掛金率を0.202ポイント、介護分掛金率を0.015ポイント引き上げ

加入者や被扶養者の病気やケガ・出産・死亡・休業・災害などにかかる給付の他、介護保険制度にかかる介護納付金や高齢者医療制度にかかる支援金などの納付を行っています。

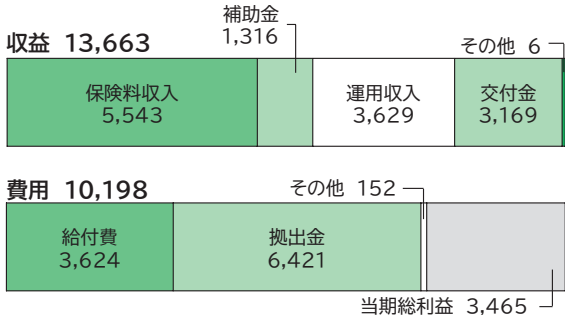
収益は、加入者の増加と給付分掛金率及び介護分掛金率を引き上げたことにより、掛金収入が119億円増加したことなどから、前年度より129億円（3.6%）増加し、3697億円

図2 短期（医療）給付事業（短期勘定）の損益状況（単位：億円）



注 単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

図3 年金等給付事業（厚生年金勘定）の損益状況（単位：億円）



注 単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

年金等給付事業

●厚生年金勘定

厚生年金保険法に規定する加入者の老齢、障害又は死亡にかかる年金又は一時金の給付、経過的な共済年金の給付の他、基礎年金拠出金、厚生年金拠出金などの納付を行っています。

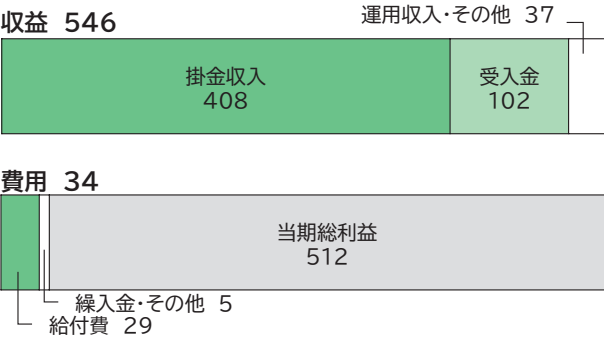
収益は、保険料収入が増加したことなどから、前年度より263億円（2.0%）増加し、1兆3663億円になりました。

費用は、給付費や拠出金が増加したことなどから、前年度より650億円（6.8%）増加し、1兆198億円となりました。

損益は、前年度より388億円（10.1%）の減損となる3465億円の当期総利益を計上することになりました。この利益は、将来の年金等給付のために積み立てることになります（図3）。

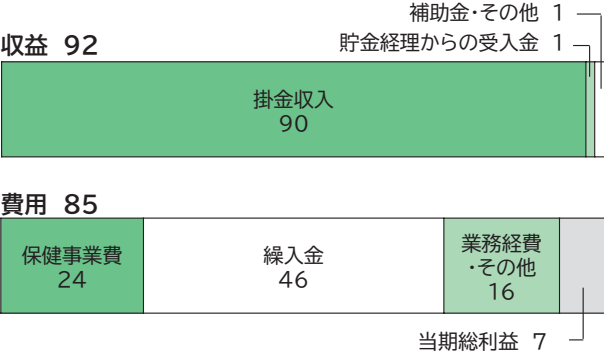
年度末の年金者数は63万995人で前年度より2万6787人（4.43%）増加しました。

図4 年金等給付事業（退職等年金給付勘定）の損益状況（単位：億円）



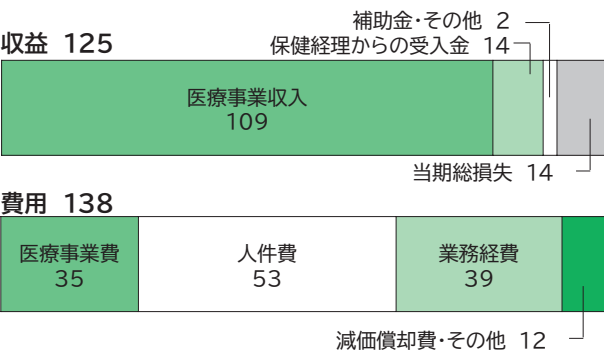
注 単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

図5 保健事業（保健経理）の損益状況（単位：億円）



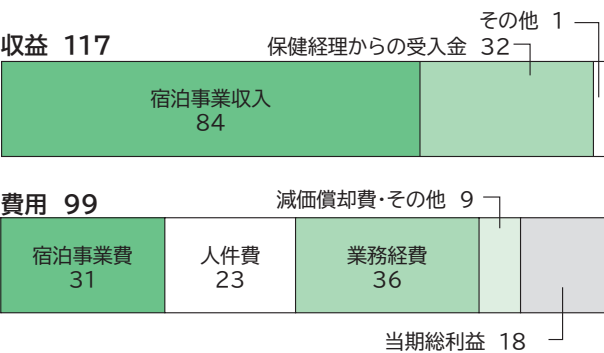
注 単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

図6 医療事業（医療経理）の損益状況（単位：億円）



注 単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

図7 宿泊事業（宿泊経理）の損益状況（単位：億円）



注 単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

●退職等年金給付勘定

加入者の退職、職務上の障害又は死亡にかかる年金又は一時金の給付などを行っています。

2年9月分掛金より、加入者及び学校法人等の負担を軽減するため、厚生年金勘定職域年金経理から掛金率0・3%相当額を受け入れ、当該受入金を財源として掛金率の軽減を図り1・20%としています。

収益は、掛金収入、受入金及び運用収入が増加したことから、前年度より17億円（3・2%）増加し、546億円となりました。

費用は、給付費が増加したことなどから、前年度より7億円（25・7%）増加し、34億円となりました。

損益は、前年度より10億円（2・0%）の増益となる512億円の当期総利益を計上することになりました。この利益は将来の年金等給付のために積み立てることになります（図4）。

年度末の年金者数は9万523人で前年度より1万2524人（16・06%）増加しました。

保健事業

●人間ドック利用費用補助や特定健康診査・特定保健指導等を実施

加入者や被扶養者の健康の保持増進を目的として、人間ドック利用費用補助、特定健康診査・特定保健指導、ヘルスケアポイント、契約施設の割引事業などの保健事業を行っています。

6年度の保健事業費は24億円でした。そのうち人間ドック利用費用補助が約54%、特定健康診査等の給付費が約17%を占めています。

また、医療経理へ14億円、宿泊経理へ32億円、計46億円を繰り入れました（図5）。

注 福祉事業分の掛金収入は保健経理で受け入れ、医療経理・宿泊経理へ資金の繰り入れを行っています。

医療事業

●直営医療施設を運営

東京臨海病院を運営しています。収益は、医療事業収入が増加したことなどから、前年度より1億円（0・7%）増加し、125億円となりました。

費用は、人件費及び業務経費が増加したことなどから、前年度より4億円（3・3%）増加し、138億円となりました（図6）。

宿泊事業

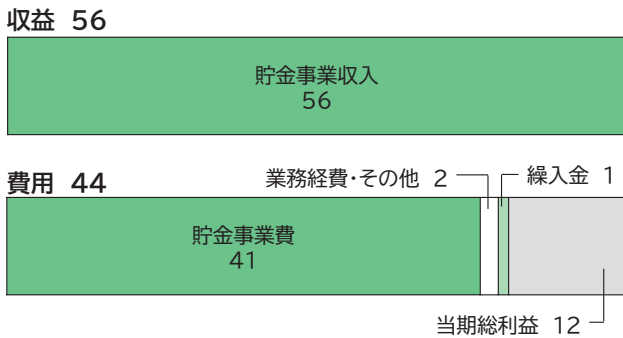
●直営宿泊施設を運営

ガーデンパレスや宿泊所・保養所を全国16か所で運営しています。

収益は、宿泊事業収入が増加したことなどから、前年度より9億円（8・3%）増加し、117億円となりました。

費用は、材料費高騰の影響などにより、宿泊事業費が増加したことなどから、前年度より3億円（3・7%）増加し、99億円となりました（図7）。

図8 貯金事業（貯金経理）の損益状況（単位：億円）

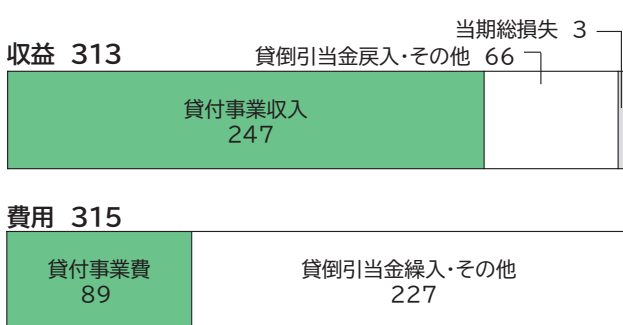


注 単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

●**積立貯金残高は1兆2425億円**
積立貯金、積立共済年金及び共済定期保険の事業を行っています。
収益は、信託収益の増加により、貯金事業収入が増加したことから、前年度より5億円（9・9％）増加し、56億円となりました。
費用は、貯金利率の引き上げによる支払利息の増加により、貯金事業費が増加したことなどから、前年度より12億円（38・4％）増加し、44億円となりました（図8）。
なお、積立貯金の年度末の加入者数は17万4100人、貯金残高は1兆

貯金事業

図9 貸付事業（貸付経理）の損益状況（単位：百万円）

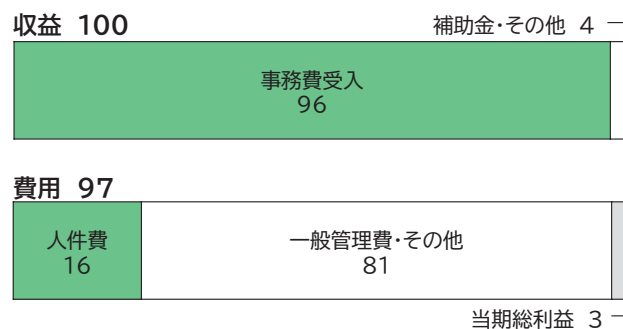


注 単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

●**貸付残高は185億円**
加入者が臨時に資金を必要とするときにその資金を貸し付ける事業を行っています。
収益は、貸付金残高の減少による利息収入の減少により、貸付事業収入が減少したことなどから、前年度より3千3百万円（9・5％）減少し、3億1千3百万円となりました。
費用は、貸付事業費の減少などか

貸付事業

図10 その他事務費等（共済業務勘定）の損益状況（単位：億円）



注 単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

●**国庫補助金は3億2286万円**
短期（医療）給付事業と年金等給付事業の事務に要する費用を賄っています。
収益は100億円となり、そのうち国庫補助金として3億2286万円が補助されました。
短期給付や年金等給付の決定、加入者の資格取得、標準報酬月額の設定、掛金等額の調定などの事務に要する費用は、97億円になりました（図10）。
ら、前年度より9百万円（2・7％）減少し、3億1千5百万円となりました（図9）。

その他事務費等

「月報私学」のPDF版をご活用ください

「月報私学」は、私学事業団の各業務に関するさまざまな情報を掲載しています。

現在、学校法人等宛てに冊子を送付していますが、学校法人等内で関連する各部署において情報を有効に役立てていただくためにも、私学事業団ホームページ〔広報誌・刊行物一覧▶月報私学〕に掲載しているPDF版をぜひご活用ください。

なお、PDF版は、パソコンやスマートフォン等からアクセスでき、バックナンバーや特集記事のアーカイブ等も掲載しています。

▼「月報私学」
掲載ページ



連載80
魅力あふれる学校づくりを目指して

「修文新時代」、男女共学化で生徒数が約3倍に!!

学校法人修文学院 修文学院高等学校 校長 栗本 整

●建学の精神と学院訓「不易、いつまでも変わらないこと」

昭和初期、医師であり、政治家であつた本校創立者の吉田萬次先生は、毛織物工場を中心に大変栄えていた一宮市において、青少年に対する商業教育がなおざりにされている現状を憂い、愛知県に対し、男子・女子それぞれの商業学校の設置を強く働きかけられました。昭和13年、一宮市内に男子の商業学校（現一宮商業高等学校）が設立されましたが、女子の商業学校設立は見送られました。

その後も吉田萬次先生は、女子教育の重要性を愛知県に対し請願されましたが受け入れられず、昭和16年に自らが私財を投げ打ち、「国家、社会に貢献する女性の育成」を建学の精神として、一宮女子商業学校を設立されました。昭和20年には根幹的な教育指針となる学院訓「推譲・明朗・強健」を制定し、80余年にわたり、全人格教育を教育理念として地域に根ざした教育を実践してきました。これが現在の修文学院高等学校です。また、同校を母体として系列校には修文大学・同短期大学部、修文大学附属一宮幼稚園を擁し、学校法人修文学院として発展して

きました。

●修文新時代、男女共学へ流行、時代に応じて変化すること

創立から80年間女子教育を行ってきた本校は、時代が移り、社会環境やジェンダーに対する考え、地域社会のニーズも変化する中、来るべき「学院創立100周年」の修文学院像を描きながら、令和4年度から男女共学へ舵を切りました。

共学化の3年前を「学校改革元年」と位置付け、「やれることはすべてやる!!」を合言葉に、教職員内で組織した委員会やワーキンググループで、多様な生徒に対応できる「新たな学校づくり」を、教職員一人一人が、それぞれの立場で追求しました。

改革の柱として、普通科では特進クラスを新設し充実を図り、また、三つの専門学科では、さらなる専門性を追求し、地域社会との連携を深めることを目標に設定しました。「育てたい生徒像」としては、「利他の心を持ち、自分で限界を決めずに諦めず、大きな夢を抱き、それを実現する生徒」を掲げました。

共学のシンボルとなる制服には、若者に人気のブランドと連携し、地元名



大学さながらの新校舎「12号館」

産の尾州生地を使用することで、地域からも愛される新制服を採用しました。

共学化により、入学者が共学前と比較して約3倍の500名を超す年もあり、全国でも数少ない4学科を擁する在籍数が1400名規模の学校となりました。

●多様性と統一性の調和がとれた「個別最適化学び」の場を提供

一人一人の個性を尊重し伸ばすことと、規律を守り協調性を育むことは、相反するようでいて、どちらもこれから社会に出ていく人間にとって大切なものです。その両方を、しっかりと生徒に寄り添い指導することが本校の特色でもあり伝統でもあります。

情報化やグローバル化など大きな時代の変化の中で、価値観の多様化も進み、多様な生き方に対応できるように「個別最適化学び」の場を提供します。

具体的には、グローバル教育やICT教育さらには理科教育の充実を図る

ため、カリキュラムなどの制度面の見直しを進めました。

生徒一人一台のタブレット端末を導入、全普通教室に超単焦点のプロジェクトア及び投影用の黒板を設置、校内無線LANの整備、パソコン室の更新及び増設、教室空調機の更新、トイレの洋式化、中庭の人工芝化、図書館の改装、体育館の空調設備設置、駐輪場の増設、部活動室及び部室の整備、売店の新設等の施設・設備面の充実も図りました。

3年度末には、エレベーターを完備した4階建ての新校舎「12号館」が竣工しました。新校舎には、普通教室に加え、安全で高度な実験が可能になるドラフトチャンバーを導入した理科室や、個別学習やグループ学習をするための、プロジェクトを完備したオープン学習スペース「EXEDRA」を設置しました。

全国から、熱意があり進学指導にも定評のある優秀な教員を採用するなど、人材面での充実も図っています。

さらに、成績やスポーツにおける給付型の奨学金制度を導入、野球やサッカー、ハンドボール、ダンス、eスポーツなどの新たな部活動の設置、トレーニング室の新設にも尽力しました。男子の部活動を含め7部が県大会へ出場するようになり、女子では全国大会で優勝の栄誉を勝ち取る部活動も出てきました。

6年度より系列の修文大学・同短期大学部への内部選抜制度について、高校での努力を評価する推薦制度や本校独自の給付型奨学制度を導入し、他校にはないメリットの充実を図りました。

●共学化を機に、従来の「普通科」を「特進クラス」と「進学クラス」に改編

「特進クラス」は、土曜日の授業を含め修文メソッドによる週36時間授業があり、二人担任制によるきめ細かい進学習指導を行い、授業後の補習も充実しています。習熟度別クラスによる少数人数制指導と、大学受験までを見通した綿密な授業計画、受験を知る教員による徹底したサポートにより、国公立・難関私立大学の合格を目指します。土曜日の「総合的な探究の時間」で、探究心と人間力を高めて、自走できる力を育成します。

「進学クラス」は、学習と部活動の両立が可能なカリキュラム編成で、英語や数学等は習熟度別クラス編成授業を展開し、学力向上を目指します。

部活動に取り組みながら、学習意欲の高い生徒は授業後の補習にも積極的に参加できる体制をとっています。将来の可能性を広げる高大連携教育に力を入れ、系列の修文大学や国公立・有名私立大学への受験にも対応しています。

●取得した資格・検定を活かして進路実現ができる「情報会計科」

時代のニーズに合わせた技術を磨き、多くの資格や検定を取得し、自信

をつけて大学進学や就職ができる学科です。1年次に商業を学ぶうえで必要な知識と技術の基本を身につけ、2年次より、簿記と経営のスペシャリストをめざす「会計マスターコース」と情報系のスペシャリストをめざす「PCマスターコース」のいずれかが選択できるコース制をとっています。3年次には、「会計マスターコース」では実際の企業の決算書をもとに経営分析や報告書制作を、「PCマスターコース」では、専門のソフトウェアを駆使して写真加工や広告制作を行い、グループごとにプレゼンテーション発表を実施して成果を披露しています。

●被服・保育・食物の3分野で専門技術と感性を磨く「家政科」(女子のみ)

1年次に被服、保育、食物の3分野の基礎をまんべんなく学んだ後、2・3年次にコース選択をして専門知識と技術を深めます。実習科目によつては、教員二人体制で一人一人のレベルに合わせた指導を行うため、確実に技術が身につきます。3年間の集大成として、大ホールを貸し切り、プロの音響や照明の協力を得て開催する「家政科ファッションショー」は、毎年大好評です。ドレスや浴衣などをテーマに沿ってデザイン・製作し、自らがモデルとなってステージに立ちます。

●高校卒業時に国家資格の「調理師免許」が取得できる「食物調理科」

高校では数少ない高等学校卒業資格

とともに調理師免許が取得できる学科です。有名店のオーナーシェフやパティシエなど食のプロの本格的な指導のもと、和食、洋食、中華、創作料理、お菓子づくりまで、調理師の名にふさわしい技術と知識を獲得できます。

食物調理科専用の本格的な厨房設備を備えた調理実習室や総合調理実習室を完備しています。三つの大型モニターが先生の手元を映し出し、離れたところからでもプロの技術が確認でき、学びをバックアップしています。

●少子化が進む中、1000人規模の学校を維持・継続していくために

男女共学4年目を迎え、受験者や入学者の増加に伴い、大規模校の仲間入りをして、生徒数は順調に推移しています。中学生・保護者や中学校・地域からの関心や期待をいただき、一定の評価をいただけるまでになりました。

この春送り出した男女共学1期生は、進学・就職実績や部活動等さまざまな面での活躍がみられました。特に、本校創立来80余年の時代を画す14名の



男女共学、学校案内は年々ブラッシュアップ

国公立大学合格は特筆すべきものでした。これは生徒が頑張ったのは言うまでもありませんが、教職員がそれぞれの立場で努力した成果で感謝の念に堪えません。1期生の動向について、注目が寄せられていましたが、当初の予想を上回る結果となり、大きな自信となりました。

次年度より所得制限を撤廃した私立高校授業料実質無償化がスタートし、私学にとつては追い風となる要素が多分にありますが、1期生の実績・成果に決して甘んじることなく、中・長期にわたり安定した学校運営を維持・継続するための良いスタートとしたいと思います。

さらに実績・成果を上げるために、今年度は「授業改革元年」と位置づけ、外部から授業改善アドバイザーを招聘して、教科の指導力を高めるための「授業のスキルアップ」や「アクティブラーニング型授業改善」、「教材研究」等に取り組み始めました。教職員が相互理解と協力をして、生徒や保護者、地域に一丸となって向き合える強力な教職員集団を構築し、課題や問題点を早期に見極め、対応できる力量を高めていくことが、急激に少子化が進む中、学校存続の鍵になると考えます。

栗本 整(くりもと せい)

平成28年3月 愛知県立高等学校校長退職
28年4月 修文大学参事就任
29年4月 修文学院高等学校校長就任

令和7年度 私学共済事務担当者連絡会

広報相談センター 相談班

私学共済事務担当者連絡会(以下「連絡会」といいます)では、共済事業に関する改正事項等をお知らせします。

会場で配付するテキストは、事前(10月上旬)にデジタルブック形式で私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼刊行物▼事務担当者向けの刊行物に掲載します。特に重要な項目については、ナレーション機能を搭載します。会場での説明と同程度の内容を聞くことができますので、ご活用ください。

●開催期間及び会場等

10月15日(水)～11月13日(木)

ガーデンパレスをはじめ、全国50会場での開催を予定しています。

●開催時間

原則として14時～16時30分
(一部会場のみ10時～12時30分)

詳細は、8月調定掛金等納付通知書(9月10日発送)に同封する「連絡会開催案内」又は私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」お知らせ一覧▼各種説明会▼共済事業本部主催)をご覧ください。

●説明事項

1 電子申請及び私学共済ポータルの

運用開始

2 マイナ保険証未登録者への資格確認書一斉発送

3 子ども・子育て支援納付金にかかる掛金の徴収

4 令和7年 年金改正法の概要

5 都道府県補助金

6 年金関係のお知らせ

7 資格関係のお知らせ

8 短期給付関係のお知らせ

9 保健関係のお知らせ

10 積立貯金・共済定期保険のお知らせ

11 貸付関係のお知らせ

12 「私学共済ブック」及び「施設利用補助券」の配付方法の見直し

●出席カードの記入

会場では、出席カード(当日配付するテキストに綴じてあります)に学校記号番号・学校名を記入し提出していただきますので、事前に確認のうえ出席してください。

●申し込み等

事前に申し込みの必要はありません。当日各会場に直接お越しください。会場により、駐車場がない場合がありますので、できるだけ公共交通機関等をご利用ください。

貯金WEBシステムを ご利用ください

福祉部 貯金・貸付課

貯金WEBシステムでは、①積立金明細書②積立貯金払出明細書の二つの用紙について、WEB上で閲覧・修正・報告等ができます(②は閲覧のみ)。

●利用のメリット

従来は「積立金明細書」の内容を修正した場合、一部を私学事業団に郵送する必要がありましたが、本システムを利用することによって、WEB上で報告が完了します。また、印刷や過去14か月のデータをダウンロードできます(エクセル、CSV)。

●注意事項

- ①②はセットでの利用となります。
- 利用開始後は、①②は紙媒体へ戻すことはできません。
- 「払込通知書(又は払込取扱票)」は、従来通り紙媒体で送付します。
- ①のWEB上での修正・報告による申請の効力は「当月限り」で、翌月以降に引き継がれません。積立金額の変更、中断等の正式な手続きは様式用紙(紙媒体)の提出が必要です。

詳細及び申し込み手続きについては、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」福祉事業▼積立貯金▼貯金WEBシステムの利用申し込み)をご覧ください。

教育貸付の添付書類のご案内

福祉部 貯金・貸付課

加入者及びお子様の次年度の入学や進級等により、秋は教育貸付の申し込みが多くなるため、貸付申込書・借用証書に添付する書類をご案内します。

●入学を事由とする申し込み

- 合格通知書又は入学許可証の写し
- 合格発表がインターネット上のみの場合は、合格確認画面を印刷して添付してください。

合格直後に支払う入学金を事由とする場合は、入学金の支払後に、合格通知書等とともに納付通知書又は領収書(納付から6か月以内)の写しを添付のうえ、申し込んでください。

●進級を事由とする申し込み

- 在学証明書の原本又は学生証の写し
- 学生証を添付する場合は、貸付送金日以降の有効期限の記載が必要です。

●一貫校の内部進学の場合

- 入学・進級許可書の写し
- 発行がない場合は、学校発行の進学案内と進学前の在学証明書や学生証等を添付してください。

●義務教育期間又は申込金額が200万円を超える場合

万円を超える場合

- 学納金の内訳が確認できる書類

●下宿代を含める場合

- 賃貸借契約書の写し

被扶養者の再審査と 加入者資格等の検認を実施します

業務部 資格課

私学事業団では、加入者との生計維持関係を確認するため、被扶養者の再審査と加入者資格等の検認を行っています。

令和7年度は、西日本ブロックの学校法人等を対象に、被扶養者の再審査と加入者資格等の検認を実施します。

東日本ブロックの学校法人等は、加入者資格等の検認のみ実施します。

西日本ブロック

県コード16（富山）～47（沖縄）

再審査と検認を実施します

●実施日程

通知文・回答書等の発送

9月11日（木）～16日（火）

回答書・結果報告書の提出締め切り

11月7日（金）必着

再審査結果通知の発送

8年2月6日（金）

●再審査の対象となる被扶養者

6年12月31日以前に認定されている被扶養者（7年12月1日までに75歳を迎える被扶養者及び75歳を迎える加入者の被扶養者を除きます）のうち、次の①②のいずれか（又は両方）に該当する被扶養者

表 被扶養者の収入要件・同居要件

	対象となる被扶養者	認定要件	確認書類
収入要件	・60歳未満の人	◎年収130万円未満 （月額108,334円未満）	所得証明書 収入見込証明書等
	・60歳未満で障害を事由とした年金を受給している人	◎年収180万円未満 （月額15万円未満）	所得証明書 年金改定通知書等
	・60歳以上の人		
同居要件	・3親等の血族 （ひ孫、おじ・おば、甥・姪等） ・姻族 （配偶者の父母や兄弟、子の配偶者等）	◎同居 →別居した時点で 被扶養者を取り消し	住民票等

注 令和7年9月時点の収入基準に基づいて回答してください。

●再審査で確認する内容

収入及び同居の要件等に該当していることを確認します（表参照）。

その他、次の場合は被扶養者の取り消しが必要となるため、併せて確認してください。

- ・就職して社会保険に加入した
- ・結婚、離婚、離縁など親族関係が変更になった
- ・加入者より優先される扶養義務者が社会保険に加入した、加入者の収入を上回った

- ・国内居住要件を満たさなくなった

●再審査回答書の提出方法

学校法人等から再審査回答書を加入者に配付してください。加入者が対象となる被扶養者の現況を確認して回答書に記入したものを学校法人等が取りまとめ、回答書の回収結果を結果報告書に記入し、回答書とともに期限日までに本事業団へ提出してください。

なお、回答書を提出する際に、表に記載した確認書類を添付する必要はありませんが、本事業団が必要と認めた場合は、確認書類を追加で提出していただくことがありますので、要件の確認は確実にお願いします。

回答書の提出がない場合は、被扶養者の認定を継続することができないため、本事業団において被扶養者の認定を取り消します。

回答書の回収漏れや提出忘れのないよう注意してください。

●被扶養者の要件を欠いたとき

被扶養者としての要件を欠いていることが分かったときは、回答書にその旨を記入するとともに、必ず「被扶養者取消申請書DL」も提出してください。

再審査は私学共済ホームページ「よくある質問（Q&A）」▼被扶養者再審査にかかるQ&A」をご覧ください。

●加入者資格等の検認

加入者及び再審査の対象とならない被扶養者は、加入者資格等の検認を行ってください。本事業団から送付する再審査・検認該当者一覧の記載内容を学校法人等が確認するか、送付する検認表を加入者に配付し、内容を確認したのち、再審査の結果と併せて結果報告書に記載し、本事業団に提出してください。なお、検認表は提出不要です。記載内容に訂正等がある場合は、所定の報告書等により手続きが必要です。

東日本ブロック

県コード01（北海道）～15（新潟）

検認を実施します

●実施日程

通知文・検認表等の発送

9月17日（水）～19日（金）

結果報告書の提出締め切り

11月7日（金）必着

検認方法は、前記の西日本ブロック「加入者資格等の検認」と同様です。

定時決定にかかる確認通知書を送付します

令和7年9月5日～9日発送

業務部 資格課

「標準報酬基礎届書DL」(以下「基礎届書」といいます。電子媒体による報告も含みます)による定時決定にかかる標準報酬月額について、「確認通知書(2)」を定形外郵便で送付します。

学校法人等用と加入者用の2種類ありますので、加入者用は、必ず加入者に配付してください。

「確認通知書(2)」の異動内容

●定時決定

- 「基礎届書」の報告に基づき、4・5・6月の報酬の平均額で標準報酬月額を決定

- ただし、4・5・6月の3か月とも無給又は休職給が支払われている、もしくは支払基礎日数が17日未満(短時間労働加入者は11日未満)であった加入者は、現在確認されている標準報酬月額と同額で決定

●定時決定(年平均額)

- 「基礎届書」、「保険者決定(年間報酬額の平均額により算定)の申立書DL」及び「標準報酬基礎届・保険者決定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び加入者の同意書DL」に基づき、年平均額で標準報酬月額を決定

●定時決定不要者

- 7年6月1日から8月31日までに資格取得(所属学校等変更は除きます)した加入者は、資格取得時の報酬額で標準報酬月額を決定
- 7年7月又は8月に標準報酬月額を改定した加入者は、改定後の報酬月額で標準報酬月額を決定

●定時決定(保険者決定)

- 「基礎届書」が未提出又は記入漏れなどにより、やむを得ず私学事業団が現に確認している直近の標準報酬月額で決定

定時決定にかかる訂正等

●決定した標準報酬月額の訂正

「確認通知書(2)」の内容に誤りがある場合は「報酬月額訂正申出書DL」を、保険者決定の場合は「基礎届書」を至急提出してください。

●決定した標準報酬月額の有効期間

大幅な報酬の増減がない限り7年9月から8年8月まで適用し、毎月の掛金等や給付金等の算定基礎となります。

●後期高齢者医療制度に該当する人

75歳以上(70歳以上で障害認定された人も含みます)の後期高齢者医療制度に該当する人は、「確認通知書(2)」

に年金等給付の支給停止額の計算基礎となる等級と標準報酬月額を表示していますが、掛金の徴収はありません。異動内容が「定時決定(保険者決定)」となっている場合は、「基礎届書」を至急提出してください。

●「資格喪失報告書DL」の提出

すでに退職している加入者の氏名が「確認通知書(2)」に記載されている場合は、「資格喪失報告書DL」を提出しているか確認し、未提出であれば至急提出してください。なお、退職日等が1年以上遡る場合は、業務部資格課までご連絡ください。

●学校法人等用の異動内容欄に

「***」印のある人

「基礎届書」で届け出た報酬(平均額)が、現に確認されている標準報酬月額に比べて2等級以上の差がある加入者については、学校法人等用の異動内容欄に「***」印が表示されます。

この表示のある人が次の①②に該当する場合は、「標準報酬月額改定届書DL」を至急提出してください(詳細は「事務の手引令和7年版」84頁及び本誌6月号11頁参照)。

注「***」印があっても、非固定

的給与(残業手当、宿日直手当等)の増減による変動だけで、固定的給与(基本給、扶養手当、通勤手当等)が変動しないときは、「標準報酬月額改定届書DL」の提出は不要です。

①昇給等による固定的給与の変動

〔事例〕4月に昇給して固定的給与が変動し、4・5・6月の報酬の平均額が、現に確認されている標準報酬月額に比べ2等級以上増額になった場合

〔届け出方法〕算定基礎月を4・5・6月とし、7月改定として届け出てください。なお、基本給が変動せず、扶養手当や通勤手当だけが変動した場合も、固定的給与の変動にあたります。

②遡ってベース改定(差額支給)を実施

〔事例〕4月に遡ったベース改定を5月に実施し差額を支給した場合で、改定後の額で5・6・7月の報酬の平均額が、現に確認されている標準報酬月額に比べ2等級以上増額になった場合

〔届け出方法〕差額支給した月(新ベースで報酬を支給した月)が変動月(算定基礎月の初月)となります。算定基礎月の5・6・7月には、改定後の報酬額を記入して届け出てください。8月改定となります。

●7月以降に、ベース改定(差額支給)を実施したとき

変動月が7月以降のときは、「基礎届書」の訂正は必要ありません。変動月から3か月の報酬の平均額が定時決定(ベース改定前の額で決定)で確認された標準報酬月額と比べて2等級以上の増減がある場合は「標準報酬月額改定届書DL」を提出してください。

被扶養者認定申請事例（子どもの認定）

業務部 資格課

被扶養者の認定申請は、新たに加入者となる人に被扶養者の要件を備える人がいるとき、又は新たに被扶養者の要件を備える人ができたときから5日以内に私学事業団に申請してください。なお、30日を超えると本事業団で受け付けた日又は発信日が認定年月日となります。

Q1 子どもが生まれたので私の被扶養者として認定申請ができますか。

また、必要な添付書類は何ですか。なお、配偶者は会社員で健康保険に加入しています。

A1 加入者と配偶者の年間収入を比較して加入者の方が多い、又は同程度（差額が1割以内の範囲）であれば、認定できます。

●添付書類

①子どもの戸籍謄本又は抄本
続柄及び生年月日を確認します。

注 次の場合は、添付を省略できます。

- 加入者と同居しており、マイナンバーにより情報連携できるとき（次頁※）

- 加入者が世帯主で、続柄が記載されている住民票（マイナンバーの記載のないもの）の添付があるとき

②加入者と配偶者の前年の源泉徴収票

又は年収見込証明書

加入者と配偶者の収入を比較する書類です。ただし、扶養手当が支給される場合は不要です（Q1ポイント1参照）。

注 被扶養者認定申請書の「加入者の年間収入」欄に学校法人等で加入者の年収見込額を記入する場合は、加入者分の源泉徴収票等は不要です。

●ポイント

1 加入者の勤務先から扶養手当が支給される場合は、加入者と配偶者の収入について比較は必要ありません。②の書類は添付不要です。扶養手当が支給されている場合は、被扶養者認定申請書の「扶養手当」の有無欄を必ず記入してください。

2 配偶者が前年の途中で就職や転職している場合など、源泉徴収票や所得証明書等で確認できる収入額が変動している場合は、認定日以降の収入を確認するため、現在の勤務先が証明する年収見込証明書を提出してください。なお、育児休業等により休業し報酬が減額又は無給となっても、休業しなかった場合に得られる報酬で収入を比較しますので、

休業しなかったと仮定した状態の年収見込証明書が必要です。

3 戸籍謄本等に代えて市区町村が発行する出生届受理証明書（原本）を添付することができます。なお、母子手帳の写しでは代用できません。

Q2 昇給して私の収入が増えたので、夫の被扶養者になっている子ども（18歳未満）を私の被扶養者に切り替えられますか。また、必要な添付書類は何ですか。

A2 加入者の収入が増加し配偶者の収入より多くなった場合、配偶者の健康保険の被扶養者になっていた子どもは、加入者の被扶養者に扶養替えることができます。

●添付書類

①子どもの戸籍謄本又は抄本
続柄及び生年月日を確認します。

注 次の場合は、添付を省略できます。

- 加入者と同居しており、マイナンバーにより情報連携できるとき（次頁※）

- 加入者が世帯主で、続柄が記載されている住民票（マイナンバーの記載のないもの）の添付があるとき

②加入者と配偶者の前年の源泉徴収票
又は年収見込証明書

加入者と配偶者の収入を比較する書類です。ただし、扶養手当が支給される場合は不要です（Q1ポイント1参照）。

注 被扶養者認定申請書の「加入者の年間収入」欄に学校法人等で加入者の年収見込額を記入する場合は、加入者分の源泉徴収票等は不要です。

●ポイント

1 子どもが18歳以上の場合は、子どもの収入を確認する書類も必要です（A3の「子どもの年齢が18歳以上」参照）。

2 収入逆転による扶養替えでは、原則、認定年月日は本事業団で申請を受理した日（又は発信日）となります。本事業団で認定を受けてから、速やかに配偶者の健康保険に被扶養者の取り消しを申請してください。

Q3 離婚をしたため、夫の被扶養者となっていた子どもを私の被扶養者に切り替えられますか。また、必要な添付書類は何ですか。

A3 子どもが18歳未満であれば親権を持つ親に扶養の優先権があるとみなします。親権を持っていれば加入者の被扶養者に扶養替えをすることができます。

●添付書類

子どもの年齢 18歳未満

①子どもの戸籍謄本又は抄本

続柄及び生年月日、親権者の氏名及び親権を得た日を確認します（住民票は不可）。マイナンバーで情報連携できる場合は省略可（次頁※）。

②加入者の戸籍謄本又は抄本

子どもが18歳未満で扶養手当が支給されない場合、加入者の離婚日を確認します。マイナンバーで情報連携できる場合は省略可(※)。

子どもの年齢 18歳以上

①子どもの戸籍謄本又は抄本

続柄及び生年月日を確認します。

注 次の場合は、添付を省略できます。

- ・加入者と同居しており、マイナンバーにより情報連携できるとき(※)
- ・加入者が世帯主で、続柄が記載されている住民票(マイナンバーの記載のないもの)の添付があるとき
- ・子どもと加入者が同じ戸籍で加入者の戸籍謄本の添付があるとき

②加入者の戸籍謄本又は抄本

子どもが18歳以上の場合は親権を決める必要がないので、加入者の戸籍謄本又は抄本で離婚日を確認します。

注 マイナンバーで情報連携できる場合は省略可(※)。

③子どもの収入を確認する書類

・無収入の学生の場合↓在学証明書(ただし、22歳以上の者、大学院生、夜間部、通信教育課程の場合は不可)又は過去3年間無収入の場合は所得(非課税)証明書。マイナンバーで情報連携できる場合は所得証明書(非課税証明書)の省略可(※)。

・アルバイト等の収入がある場合↓アルバイト先等が証明する年収見込証明書及び社会保険未加入証明書。

Q4 夫が退職したため、夫の被扶養者となっていた大学生の子どもを私の被扶養者に切り替えられますか。

また、必要な添付書類は何ですか。子どもは21歳で、アルバイトをしています。

います。

A4 配偶者の退職によって扶養替えをする場合は、配偶者の退職を証明する書類により扶養替えができます。ただし、子どもは18歳以上で収入があるので、収入を確認する書類が必要です。

●添付書類

①子どもの戸籍謄本又は抄本

続柄及び生年月日を確認します。

注 次の場合は、添付を省略できます。

- ・マイナンバーにより情報連携できるとき(※)
- ・加入者が世帯主で、続柄が記載されている住民票(マイナンバーの記載のないもの)の添付があるとき

②子どものアルバイト先が証明する年収見込証明書及び社会保険未加入証明書

21歳でアルバイト収入があるので、在学証明書は不可。アルバイト先が証明する年収見込証明書で150万円未満であることを確認します。

注 令和7年10月1日から19歳以上23歳未満の被扶養者の年収の認定要件が見直しされました。本誌7月号10頁又は私学共済ホームページをご確認ください。

③配偶者の退職証明書(原本)又は離職票の写し

配偶者の退職年月日を確認します。

※ 認定対象者のマイナンバーを利用して他機関との情報連携により必要な情報が確認できる場合は、添付書類の一部が省略できます。

【省略できる添付書類】

- ・住民票(加入者が世帯主の場合に限る)
- ・所得証明書(過去3年間無収入の場合に限る)
- ・雇用保険の離職票・戸籍(加入者と同居の子、配偶者・父母に限る)

ここに掲載した添付書類で確認できない事項がある場合、追加で書類の提出を求めることがあります。

なお、被扶養者認定にかかる事項は「事務の手引 令和7年版」110頁又は私学共済ホームページを参考にしてください。

基礎年金番号、マイナンバーは正しく記入してください

業務部 資格課

「資格取得報告書DL」及び「被扶養者認定申請書DL」にかかる基礎年金番号、マイナンバーの記入誤りが多くなっています(末尾1桁の書き間違い)。

え、となりの桁との数字入れ替わり等)。記入の際は基礎年金番号通知書、マイナンバーカード等を確認して正確に記入し、記入後は再度チェックしてください。

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れにご注意ください

業務部 資格課

令和6年12月2日以降、健康保険証はマイナ保険証を基本とするしくみとなっています。マイナンバーカードには電子証明書が搭載され、健康保険証利用登録を行うと、マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。電子証明書には有効期限があり、有効期限の2〜3か月前に、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から「有効期限通知書」が自宅宛てに封書で届きます。更新手続きのリーフレットも同封されていますので、内容を確認し、早めに住民登録のある市区町村窓口で更新手続きを行ってください。

なお、有効期限まで3か月未満になった場合、通知が届く前でも更新手続きが可能です。

●有効期限

発行日から5回目の誕生日まで

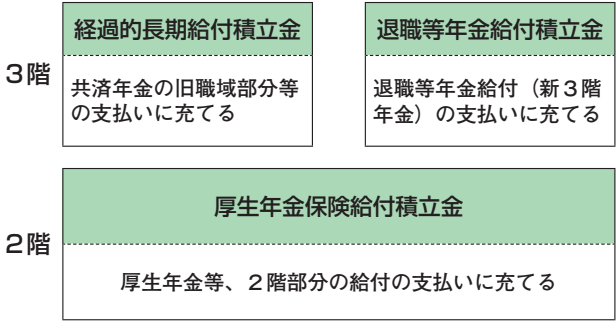
令和6年度 年金積立金の運用状況

資産運用部

年金積立金の区分

年金積立金は、図のとおり、厚生年金等2階部分の給付の支払いに充てるための厚生年金保険給付積立金・共済年金の旧職域部分相当給付（旧3階年金）等の支払いに充てるための経過的長期給付積立金・退職等年金給付（新3階年金）の支払いに充てるための退職等年金給付積立金に区分し、それぞれの区分に応じて運用しています。

図 年金積立金のイメージ



管理運用の方針

年金積立金は、それぞれの積立金ごとに適切に管理運用を行うため、基本ポートフォリオを含む「管理運用の方針」を定めています。

●管理運用の目的

加入者（被保険者）の利益のため、長期的な観点から、安全かつ効率的に管理運用を行うことを目的としています。

●運用の目標

厚生年金保険給付積立金

厚生年金の給付に必要な資金を確保しつつ、長期的に目標とする実質的な運用利回り（運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたもの）を最低限のリスクで確保することです。

経過的長期給付積立金

旧職域部分等の給付に必要な資金を確保しつつ、長期的に目標とする実質的な運用利回りを最低限のリスクで確保することに加え、厚生年金保険料や退職等年金給付掛金の軽減に寄与することです。

退職等年金給付積立金

制度上設定される基準利率以上の運用利回りを確保することです。

●基本ポートフォリオによる投資

積立金ごとに運用の目標は異なることから、それぞれ長期的観点で最適な資産配分と考える「基本ポートフォリオ」を策定しています。

特に、厚生年金保険給付積立金と経過的長期給付積立金については、リスク・リターン等の特性が異なる複数の資産への分散投資を基本としています。なお、基本ポートフォリオは適宜検証を行っており、必要に応じて見直すこととしています。

●資産運用検討委員会

私学関係者と資産運用関係の有識者で構成され、年金積立金の運用に関する管理運用の方針の策定及び変更、基本ポートフォリオの検証、管理運用状況の評価及び公表に関して意見を聞くために、定期的に開催しています。

市場環境（表1）

国内株式は、堅調な業績を背景に7月に日経平均（円）が過去最高値を更新する場面もありましたが、米新政権による関税政策の不透明さを背景に株価は下落し、年度では下落しました。

米国株式は、米中央銀行（FRB）がインフレ率の鈍化を背景に金融緩和に向かうとの期待から、秋口までNYダウ（ドル）平均は高値更新の動きとなりました。米新政権による輸入関税の引上げ懸念などを材料に株価は高値から一時10%ほど下落しましたが、年

表1 主要指標（令和6年度の動向）

指 標		令和5年度末	令和6年9月末	令和6年度末	前年度末 対比	傾向
株式	日経平均(円)	40,369.44	37,919.55	35,617.56	△ 4,751.88	低下
	NYダウ(ドル)	39,807.37	42,330.15	42,001.76	2,194.39	上昇
金利	日本国債10年(%)	0.73	0.86	1.49	0.76	上昇
	米国債10年(%)	4.20	3.78	4.21	0.00	横ばい
為替	ドル／円(円)	151.35	143.63	149.96	△ 1.39	円高
	ユーロ／円(円)	163.30	159.94	162.21	△ 1.09	円高

注 四捨五入の関係で、数字が一致しない場合があります。

度では上昇しました。

国内金利は、令和6年3月のマイナス金利解除後も、日銀による追加利上げなど金融政策の正常化が継続するとの見方から年度を通じて緩やかな上昇が続き、10年国債の利回りは1・5%台後半まで上昇しました。

米国金利は、FRBの政策金利引下げ予想と米インフレ率の動向に左右される展開が続きました。9月までは利下げ継続とインフレ率の鈍化を材料に3・6%台まで低下したものの、その

後、米新政権による経済政策への期待や経済指標の強さを材料に4.8%近くまで上昇しましたが、年明け以降、景気指標やインフレ率の鈍化により利回りは低下し、年度では前年度と同水準となりました。

ドル／円は、日米景気の動向に左右される展開となり、米国経済の強さを背景とした金利差拡大局面では、一時161円台まで円安が進みましたが、7年1月以降、米景気の減速予想からドル安・円高の動きとなり、149円台後半で年度末を迎えました。

運用状況

●厚生年金保険給付積立金

厚生年金保険給付積立金の年度末残高（時価）は、4兆1346億円となり、6年度の運用利回りは、プラス1.42%でした（表2）。

国内債券、国内株式の運用利回りはマイナスでしたが外国債券、外国株式はプラスとなりました。特に第1・第3四半期の外国株式市場の上昇が全体にプラス寄与となりました。

●経過的長期給付積立金

経過的長期給付積立金の年度末残高（時価）は、2兆1647億円となり、6年度の運用利回りは、マイナス0.62%でした（表3）。

金利上昇により利回りの低かった国内債券の保有割合が高いことでマイナスの利回りとなりました。

積立金の負債対応部分と剰余部分

経過的長期給付積立金には、共済年金の旧職域年金の支払いに必要な額（負債対応部分）を超える額（剰余部分）が存在します。

この剰余部分は、基本ポートフォリ

表2 厚生年金保険給付積立金の運用状況

区 分	基本ポートフォリオ		簿 価 (億円)	時 価 (億円)	評価損益 (億円)	時価構成 割 合	乖離幅	運用利回り
	資産配分	許容乖離幅						
国内債券	25%	±10%	10,645	10,334	△ 311	25.0%	△0.0%	△2.34%
国内株式	25%	±8%	7,079	10,307	3,228	24.9%	△0.1%	△0.84%
外国債券	25%	±6%	9,620	10,270	650	24.8%	△0.2%	2.28%
外国株式	25%	±7%	5,216	10,435	5,218	25.2%	0.2%	6.25%
合 計	100%	—	32,560	41,346	8,786	100.0%	—	1.42%

注1 国内債券には、貸付金と短期資産を含みます。また、四捨五入の関係で、合計と一致しない場合があります。
注2 運用利回りは、時価を反映した修正総合収益率です。

表3 経過的長期給付積立金の運用状況

区 分	基本ポートフォリオ		簿 価 (億円)	時 価 (億円)	評価損益 (億円)	時価構成 割 合	乖離幅	運用利回り
	資産配分	許容乖離幅						
国内債券	35%	±9%	15,987 (3,545)	15,401 (3,396)	△ 586 (△149)	71.1% (35.2%)	— (0.2%)	△2.16% (△3.13%)
国内株式	25%	±8%	1,708 (1,708)	2,408 (2,408)	700 (700)	11.1% (25.0%)	— (△0.0%)	△0.95% (△0.95%)
外国債券	15%	±4%	1,318 (1,318)	1,462 (1,462)	144 (144)	6.8% (15.2%)	— (0.2%)	2.36% (2.36%)
外国株式	25%	±8%	1,232 (1,232)	2,377 (2,377)	1,145 (1,145)	11.0% (24.7%)	— (△0.3%)	6.94% (6.94%)
合 計	100%	—	20,244 (7,802)	21,647 (9,642)	1,403 (1,840)	100.0% (100.0%)	— —	△0.62% (0.85%)

注1 国内債券には、短期資産を含みます。また、四捨五入の関係で、合計と一致しない場合があります。
注2 運用利回りは、時価を反映した修正総合収益率です。
注3 上段は剰余部分を含む積立金全体を表し、（ ）内については、基本ポートフォリオの対象である負債対応分を表しています。

オの対象とせず、その全額を国内債券等の安全資産で運用することとしています。
なお、この剰余部分を財源として厚生年金保険料や退職等年金給付掛金の軽減を実施しています。

表4 退職等年金給付積立金の運用状況

区 分	基本ポートフォリオ		簿 価 (億円)	簿価構成 割 合	運用利回り
	資産配分	許容乖離幅			
国内債券	100%	－10%	4,509	99.1%	0.86%
国内株式	0%	+10%	0	0.0%	0.00%
短期資産	—	—	40	0.9%	0.00%
合 計	100%	—	4,549	100.0%	0.86%

注1 国内債券には、短期資産を含みます。また、四捨五入の関係で、合計と一致しない場合があります。
注2 運用利回りは、実現収益率です。
注3 国内債券の許容乖離幅は、短期資産との合算で管理しています。

●退職等年金給付積立金
退職等年金給付積立金の年度末残高（簿価）は、4549億円となり、6年度の運用利回りは、0.86%でした（表4）。
退職等年金給付制度の基準利率は、6年10月から7年9月まで0.19%に設定しており、基準利率を上回る運用利回りが確保できています。

詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼情報公開▼年金資産の運用をご覧ください。

共済定期保険後期募集にかかる
学校加入コースのご案内

福祉部 貯金・貸付課

学校法人等の福利厚生制度として
ぜひご利用ください

学校加入コースとは

学校加入コースは、学校法人等に所属する加入者が、業務中、業務外を問わず病気や不慮の事故による死亡又は高度障害となった場合に備え、保障する制度です。

学校法人等が保険料を負担し、死亡保険金は弔慰金・死亡退職金等として加入者の遺族に、高度障害保険金は加入者本人に直接支払われます。

保険料

・原則、全額損金として処理できます。
・収支決算を1年ごとに行い、剰余金が生じた場合は、配当金を登録口座へ振り込みます。
(参考) 令和6年度配当率約49・72%

保障額

・10万円から300万円までの10種類の中から選択できます。
・全員一律又は勤務年数や年齢等により、加入者別に保障額を設定することができます。

加入申込審査

医師等による審査はなく、加入資格(告知内容)に該当すれば申し込みができ、申し出のない限り自動更新となります。

加入申込期間(8年4月1日加入)

7年11月4日～28日

注 詳細は、10月下旬に送付する後期募集パンフレットをご覧ください。

経過的職域加算額(遺族共済年金)の年金額の通減

年金部

平成27年9月までの加入期間がある人が、27年10月1日以後に死亡し、遺族の年金を受けられる人がいる場合、経過的職域加算額(遺族共済年金)が発生します。

経過的職域加算額(遺族共済年金)の額は、原則として経過的職域加算額(退職共済年金)の額に4分の3を乗じて得た額となります。しかし、死亡日(給付事由発生日)が令和7年10月1日以降で、職務によらない死亡の場合、死亡日に応じて年金額を段階的に引き下げて(通減し)、10年かけて最終的に経過的職域加算額(退職共済年金)の額に2分の1を乗じて得た額となります。

宿泊所・保養所の
年末年始の宿泊予約

施設部 管理課

宿泊所・保養所の12月31日及び1月中の宿泊は、10月1日(水)から予約受付を開始します。

申し込みの電話が集中するため、一時的につながりにくくなることがあります。あらかじめご了承ください。
・子ども料金の対象は、3歳以上小学生以下です。

・宿泊予約は、電話で各宿泊所・保養所に直接お申し込みください。

・金沢「兼六荘」の予約は、宿泊の1年前から受け付けを開始しています。

資産形成セミナー開催のご案内

福祉部 貯金・貸付課

資産形成について、専門の担当者が学校法人等を直接訪問して、教職員に向けた説明会を無料で開催します。

セミナーでは、資産形成の重要性や、資産形成におすすめの「積立共済年金」と近年話題の「NISA」「iDeCo」との違いなどを説明します。

開催概要

開催期間

令和7年11月4日～11月21日

開催人数

10名以上

所要時間

60分程度

講師 積立共済年金制度幹事会社 第一生命保険株式会社

申し込み期限

開催希望日の2週間前まで

申し込み先

私学事業団 貯金・貸付課貯金係

☎03(3813)5321(代表)

NISA・iDeCo(事業所番号など)・企業型DCに関する照会は、本事業団ではお受けできません。

問い合わせ先

NISA

取り扱いのある金融機関等

iDeCo

国民年金基金連合会コールセンター

☎0570(003)105

ガーデンパレス共済業務課主催 各種説明会

広報相談センター 相談班

ガーデンパレス（京都を除きます）共済業務課では、地域の加入者や事務担当者を対象に各種説明会を開催しています。

参加費は無料です。ぜひ参加してください。

なお、申込人数が少ない場合など、状況により中止することがあります。

加入者向け説明会

日々の生活に役立つ

私学共済制度を学びましょう

●内容

加入者の日々の生活を支える共済制度について説明します。

病気やケガをしたときの短期給付や老後の生活を支える年金等給付のしくみを始め、人間ドック利用費用補助や各種補助券の利用方法など、加入者に役立つ情報をお知らせします。

新しく加入した人から共済制度を一から知りたい人まで、幅広く参加できます。

●参加対象者

加入者・被扶養者及び事務担当者

●開催日程・申し込み方法

各共済業務課発行のブロック広報誌

地域事務担当者向け説明会

すぐに役立つ共済事務を学べます

●内容

私学共済の事務にかかる基本的な内容や手続きについて、事例を挙げて説明します。

毎年必ず行う事務手続きや質問の多い事項など、テーマを絞った内容で2時間程度行います。

日々の共済事務への理解を深める機会にしてください。

●参加対象者

事務担当者

●開催日程・申し込み方法

各共済業務課発行のブロック広報誌又は説明会を開催する地区の学校法人等に送付する開催案内に同封されている申込書により各共済業務課まで郵送で申し込んでください。

学校訪問型説明会

学校法人等に講師を派遣します

●内容

共済業務課職員が、学校に直接訪問して、私学共済制度の概要等を説明します。

学内の研修や教職員向けの説明会などに活用できます。

詳細は、各共済業務課までお問い合わせください。

年金説明会

将来に備えて

年金制度を学びましょう

●内容

退職後の生活を支える年金制度について、基本的な内容を説明します。

年金のことがまったく分からない人でも安心して参加してください。

注 遺族厚生年金、障害厚生年金の説明はありません。

●参加対象者

私学共済の年金加入履歴がある人及びその家族、事務担当者

●開催日程・申し込み方法

各共済業務課発行のブロック広報誌又は私学共済ホームページ（私学共済事業のご案内）お知らせ一覧▼各種説明会▼ガーデンパレス共済業務課主催

▼年金説明会を参照していただくか、各共済業務課までお問い合わせください。

共済業務

ブロック名	担当都道府県	ガーデンパレス名	電話番号（直通）	ブロック広報誌
北海道	北海道	札幌ガーデンパレス共済業務課	011（222）6234	きらら
東北	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	仙台ガーデンパレス共済業務課	022（299）6231	ハーモニー
関東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨	東京ガーデンパレス共済業務課	03（3812）2577	Promenade
中部	富山・石川・福井・長野・岐阜・静岡・愛知・三重	名古屋ガーデンパレス共済業務課	052（957）1388	すこやか
近畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	大阪ガーデンパレス共済業務課	06（6393）9701	Present
中国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知	広島ガーデンパレス共済業務課	082（262）1134	SunSunニュース
九州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	福岡ガーデンパレス共済業務課	092（752）0651	そよ風

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm共済業務 <https://www.pmac.shigaku.go.jp/> (私学共済ホームページ)

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者等記号・番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

積立貯金の後期募集が始まります
申出受付期間 9月26日(金)～10月24日(金)

積立貯金の新規申し込み、既加入者の積立金額変更及び中断している積立貯金の復活を希望する場合は、申出期間内に手続きしてください。なお、積立貯金のパンフレットは8月下旬に発送しました。追加でパンフレットが必要な場合は貯金・貸付課貯金係まで連絡してください。

●制度のあらまし

- ・利率 年利0.35% (半年複利。利率は、金融情勢の変動等により変更する場合があります)
- ・積立金額単位 1,000円単位
- ・積み立て方法 (②のみの積み立てはできません)
 - ①定時積立金 毎月の給与から
 - ②臨時積立金 年3回の賞与等から
- ・今回の申し込みによる積み立て開始時期
11月の給与から〔払込期限は12月10日(水)〕

●申し込み方法

- ・新規加入 「貯金加入申込書」
- ・積立金額の変更 「積立金変更申込書」
- ・積立貯金の復活 「積立中断・復活届書」

加入者が提出した書類を学校単位で一括して「貯金関係書類送付内訳書」を添付のうえ、提出してください。

提出締め切り日：10月24日(金)私学事業団必着

●送付先(積立貯金書類専用)

〒101-8709 日本郵便(株) 神田郵便局私書箱第103号
私学事業団共済事業本部 貯金係

注 積立貯金以外の書類は、共済事業本部の住所宛てに送付してください。誤って同封しないでください。

【福祉部 貯金・貸付課】

アイリスプランの募集

私学事業団では、教職員生涯福祉財団と提携して教職員の経済生活支援事業「アイリスプラン」を実施しています。詳細は、8月に学校法人等に送付した募集パンフレットをご覧ください。

●問い合わせ先 専用ダイヤル 0120(844)022

【福祉部 貯金・貸付課】

「事務の手引」令和8年版の申込締め切り日は9月12日(金)です

デジタル媒体の閲覧に支障がある場合に限り「事務の手引」を送付しますので、希望する場合は9月12日までに「事務の手引送付申込書」を提出してください。

【広報相談センター 広報班】

貸付けの申込締め切り日に
注意してください

10月2日(木)送金分は9月12日(金)が申込締め切り日となります。締め切り日(毎月15日・月末)が土・日曜日又は祝日のときは順次繰り上がりますので注意してください。

【福祉部 貯金・貸付課】

令和7年度 特定健康診査の
健診結果データ提出期限(第1回)

令和7年度の定期健康診断を実施済みの学校法人等は、特定健康診査にかかる健診結果データを取りまとめ、9月30日(火)までに提出してください。

提出の際は、事務の効率化と記載不備防止のため、私学事業団のフォーマットによるCSV形式又は健診機関作成のXML形式のデータでの提出をお願いします。

詳細は、5月下旬に送付した事務担当者用「特定健診元気ガイド」をご覧ください。私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶刊行物▶事務担当者向けの刊行物〕にも掲載しています。

【福祉部 保健課】

9月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金等 7月調定納期限
2日(火)	貸付 送金
6日(土)	貸付 8月分定期償還期限
10日(水)	貯金 払込期限(必着)
12日(金)	貸付 10月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
22日(月)	貯金 送金 貸付 送金
25日(木)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
26日(金)	貯金 後期加入申し込み開始
29日(月)	掛金等 8月調定口座振替(自振校のみ) 貸付 9月分定期償還口座振替(自振校のみ)
30日(火)	掛金等 8月調定納期限 貸付 10月22日送金申し込み締め切り 特健 特定健康診査にかかる健診結果データの提出期限(第1回目)

10月の共済業務スケジュール

2日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 9月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(水)	貸付 11月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り



私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

助成業務の貸付金にかかる返済のご案内 (令和7年9月分)

助成業務の学校法人等向け貸付金にかかる元金・利息の返済については、契約締結後に送付した「償還年次表」を参照のうえ、次の点にご留意ください。

●口座振替（口座からの自動引き落とし）の場合

- ①口座振替日は9月16日（通常13日、金融機関休業日の場合は翌営業日）となりますので、**前日までに登録済みの預金口座へ返済金額相当額の入金をお願いします。**
- ②口座の預金額が返済額に満たないなどにより、引き落としができない場合、再度の自動引き落としは行われません。**引き落としの結果は通帳等により必ずご確認ください。**

●振り込みの場合

- ①8月下旬に送付した「貸付金返済期日のご案内（払込通知書）」の「振込依頼書」を使用し、期日までに**電信扱い**で私学事業団指定口座にお振り込みください。
- ②インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の法人番号と法人名を通信欄に入力してください。
- ③設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず学校法人単位で一括してお振り込みください。

- ・期日までに口座振替又は振り込みがされなかった場合、**約定返済日（15日）の翌日から元金に対して延滞金が発生します**のでご注意ください。
- ・貸付金の返済は事務負担の軽減にも役立つ口座振替が大変便利です。口座振替の手続きを希望の学校法人は、融資課までお問合せください。
- ・私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶融資▶貸付金にかかる返済について〕も併せてご確認ください。
- ・共済業務における積立貯金・加入者向け貸付事業については、取り扱い及び担当部署が異なりますので、ご注意ください。

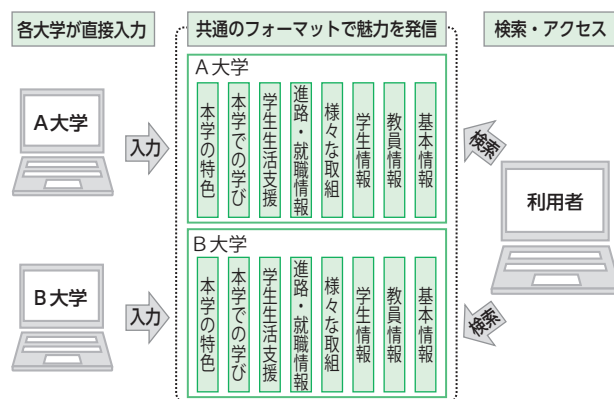
【融資部 融資課】

☎03(3230)7871~7874

Eメール yushi@shigaku.go.jp

高校生のキャリア教育や進路選択支援に 「大学ポートレート」をご活用ください

「大学ポートレート」とは、大学・短期大学（以下「大学等」といいます）の多様な教育活動等の状況を、大学等進学希望者をはじめ広く社会一般にわかりやすく発信する場として作られた国公私共通のウェブサイトです。令和7年9月1日現在、全国の9割を超える国公立大学等が「大学ポートレート」に参加しています。



「大学ポートレート」には、私立大学等の情報を閲覧することができる「大学ポートレート（私学版）」があり、入学者の受け入れ方針、学生数、学費、所在地などの基本情報のほか、各大学等の特色や魅力などがわかる教育情報を「キャリア教育」や「就職支援」、「学費負担の軽減」など59種類の「取り組み」に分類して掲載しています。

さらに、「ニュース新着情報」や「イベント・公開講座」の項目があり、入試情報やオープンキャンパスなどのイベント情報も見ることができます。

また、特定の大学等を抽出するために、学校名や学校所在地の他、興味のあるキーワードや学問領域、取得可能な資格等から検索できる機能もあります。

公表される情報は、大学等が自ら入力した信頼できる情報です。各学校の特色ある学びや魅力ある取り組みを知ることにより、偏差値や知名度に頼らない学校選びができるようになっていきますので、キャリア教育や進路選択支援のツールとして、「大学ポートレート」をぜひご活用ください。

大学ポートレート <https://portraits.niad.ac.jp/>

大学ポートレート（私学版）<https://up-j.shigaku.go.jp/>

又は下記二次元コードを参照



【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7852・7853

Eメール portrait@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学事業団では、全国16か所の宿泊施設を運営しております。
詳しくはホームページを確認してください。



葉山 相洋 かく閣

〒240-0116 神奈川県三浦郡葉山町下山口2040-1 ☎046(875)7300
JR「逗子(すし)」駅前バスターミナル2番乗り場からバスで「長者ヶ崎」下車、徒歩3分

松茸会席プラン

海からの秋風が心地よい季節、窓越しに見える夕焼けを眺めながら、毎年好評の秋限定「松茸会席」をご賞味ください。

1泊2食(2名1室／1名様) 15,000円～

取扱期間:令和7年9月20日～11月20日

・1名1室で利用の場合は1,000円の割り増しとなります。



松茸会席 (夕食イメージ)

鎌倉 あじさい荘

〒248-0021 神奈川県鎌倉市坂ノ下25-4 ☎0467(22)3506
JR「鎌倉」駅から江ノ島電鉄「長谷」駅下車、徒歩8分

あじさいプラン

10月頃からは菊、11月中旬からは紅葉への季節の移ろいなど、秋の鎌倉を満喫してみませんか。

1泊2食(2名1室／1名様) 10,500円～

取扱期間:通年(年末年始・夏期間を除きます)

・1名1室で利用の場合は1,500円の割り増しとなります。



あじさい荘外観

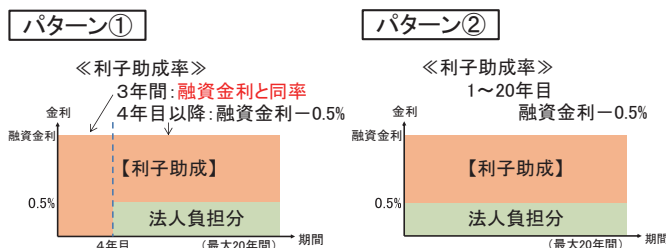
融資事業のご案内

詳しくは私学事業団ホームページをご覧ください。
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業(耐震改築)や、防災(耐震)機能強化の補助金対象となった改修事業(耐震改修)、及び指定避難所施設等の整備事業に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図】



- ・事業を行う学校の種類や事業内容等により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
- ・融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。
- ・利子助成率の上限は大学等2.1%、高校・幼稚園等1.6%、専門学校・各種学校は0.5%です。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利 (令和7年8月現在)

主な事業内容	返済期間 (据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 2.90	年% 2.30	年% 1.70	年% 1.50
寄宿舎などの建築・用地取得	3.00	2.40	1.80	—
園バスや備品などの購入	—	—	1.70	(5.5年以内) 1.30

- ・返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。
- ・金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862・7863、7866～7868
Eメール yushi@shigaku.go.jp